

主な用語の定義

「外国人労働者」

外国人常用労働者をいい、「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者

「在留資格区分」

常用労働者のうち外国人労働者について、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格に基づき、以下のとおり区分している。ただし、特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者を除く。

在留資格区分	含まれる在留資格
専門的・技術的分野	教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、特定技能1号、特定技能2号
技能実習	技能実習1号、技能実習2号、技能実習3号
留学	留学
身分に基づくもの	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
その他	文化活動、短期滞在、研修、家族滞在、特定活動

「就業形態」

常用労働者を「一般労働者」と「短時間労働者」に区分している。

- ・「一般労働者」とは、「短時間労働者」に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者をいう。
- ・「短時間労働者」とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「雇用形態」

常用労働者を「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」に区分している。

「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいい、「正社員・正職員以外」とは、正社員・正職員に該当しない者をいう。

「きまって支給する現金給与額」

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額（超過勤務手当を含む。）で、9月分として支給された現金給与額をいう。

「所定内給与額」

「所定内給与額」とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により9月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（時間外勤務手当、深夜勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当、交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

「昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額」

令和4年1年間（原則として1月1日から12月31日まで）に支給された賞与、期末手当（いわゆるボーナス）等の特別に支払われた給与の合計（特別給与額）をいう。

「所定内実労働時間」

就業規則等に定められた所定労働日の所定労働時間内（始業時刻から終業時刻まで）に、実際に労働した1か月の総時間数をいう。

「超過実労働時間」

就業規則等で定められた所定労働日の所定労働時間内（始業時刻から終業時刻まで）以外及び所定休日に、実際に労働した1か月の総時間数（早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤した1か月の実労働時間数に相当）をいう。

「勤続年数」

労働者がその企業に雇い入れられてから調査年の9月30日現在までの通算勤続年数をいう。

「役職」

一般労働者のうち、役職者を「部長級」、「課長級」、「係長級」等の階級に区分し、役職者以外の者を「非役職者」としている。

「平均時給」

短時間労働者について、労働者ごとに所定内給与額を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。